住友電工・住友電工グループ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険の概要、重要事項のご説明

2025年度パンフレット「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」 およびこの「2025年度パンフレット別冊」は、保険期間終了まで 必ず一緒に保管ください。

※インターネットでお手続きいただく場合、「健康状況告知書」「加入申込票」 「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等に読み替えてください。



【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第二部第三課【代理店·扱者】住友電設株式会社 保険部 e-mail: hoken.osaka@sem.co.jp

(大 阪) 〒550-8550 大阪市西区阿波座2-1-4

TEL: 06-6537-3840 FAX: 06-6537-3849 スターネット: 8-951-50-4450 (名古屋) TEL: 052-459-1625 FAX: 052-459-1620 スターネット: 8-951-50-4478 (東京) TEL: 03-3454-7339 FAX: 03-3454-7522 スターネット: 8-951-50-6406

【団体名]住友電気工業株式会社

保険の概要

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 (*) に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合 (以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金をするが、で発病、された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気。 ●精神障害(*1)およびそれによる病気。 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2)●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2)●麻薬等の使用による病気(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常(*3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付
疾病手術保険金 ★疾病補償術品型	会に最初のご契約の 保険期間の開始後と	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術について、被保険者が支払われることとなった直前の手術を受けた目からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など(注)保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09または、F20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) く支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存など(*2)ごれにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。(*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期
疾病放射線治療保 険 金 ★疾病補償特約☆特定精神障害 補償特約セット 欄外(☆)参照	総合後×を受けられたとき。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*5)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」、「放射線治療を開始された日」を読み

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院 (* 1) の原因となった病気 (* 2) を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前で あるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気 (*2) を発病した時が、その病気による疾病入院 (*1) を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した 額をお支払いします。

- (*1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
- (*2)疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

	特約 	通事故※によるケガに限り	にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差 し引いた額をお支払いします。	または麻薬等を使用しての運転中のケ ガ
		保険金をお支払いします。		が ●脳疾患、病気※または心神喪失による ケガ
	傷害後遺障害保 険 金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、 事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に後遺障害*が発生 した場合 (注) G・G1セットには交通事 故危険のみ補償特約が セットされているため、交 通事故*によるケガに限り 保険金をお支払いします。	(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ・戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(「病気・ケガ入院コース」・「ケガコース(G・G1セットを除く)」・「傷害死亡・後遺障害上乗せ」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。)・核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ・原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ・入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発
傷害保険金	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	(注1) 傷害入院の日数 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象 期間*(1,095日)が満了した日の翌日 以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保 険金を支払うべき日数の合計が支払限度日 数*(180日)に到達した日の翌日以降の 傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに 傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院 保険金を重ねてはお支払いしません。	生か、保険金をお支払いします。) ・原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ・別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ・別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など ・(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりませ
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合 (注) G・G1セットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 1 0 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を受けた場合その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	ん。 <交通事故危険のみ補償特約をセットする場合(G・G1セット)> 上記に追加される事由 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清清作業中のケガ・職務または清清作業中のケガ ●がライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●がライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●が見が変更送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ をど上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
			(別冊) 2	

保険金のお支払額

(注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は

(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある

被保険者の法定相続人)にお支払いします。

場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既

にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差

傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者または保険金

●闘争行為、自殺行為または犯罪行為

●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※

過失によるケガ※

によるケガ

を受け取るべき方の故意または重大な

保険金の種類

傷害死亡保険金

(MS&AD型)

★傷害補償

保険金をお支払いする場合

保険期間中の事故によるケガ※のため、

事故の発生の日からその日を含めて

180日以内に死亡された場合

(注) G·G1セットには交通事

故危険のみ補償特約が

セットされているため、交

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギブス等*を常時装着したときには、その装着目数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。 (注2) Gセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。 	(前記傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおり。)
	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	(注1) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬がし、海療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 東等物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを選付はこ足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。)による要介護状態 ●は、保険期間の開始時(*1)より前に要介達状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護中時金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。(*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。(*2)公的介護保険制度である法援認定の効力が発生した場合を含みます。

	用を負担されたとき。	との間の交通費(転院、退院の	●脳疾患、病気*または心神喪矢によるケカ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
	(注) 先進医療(*1)、拡大治	ための交通費を含みます。)	●引受保険会社が保険会を支払うべきたぜの治療※以外の外科的手
	験(*2)または患者申出療	ウ. 先進医療、拡大治験または患者 中出療業を受けるための客泊費	一術その他の医療処置によるケガ
	養 (* 3) の対象となる医療 技術、医療機関および適応	申出療養を受けるための宿泊費 (1泊につき1万円限度)	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケがテロ行為によるケがは、条件付戦争
	投帆、医療機関のよび週心 症等は、一般の保険診療へ	(注1) 加害者等から支払われる損	危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
	の導入や承認取消等の事由	害賠償金などがある場合は、	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(「病気・ケガ入院
	によって、変動します。治療を	被保険者が負担された費用	
	受けた日現在において、先進	から差し引きます。	● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなときでも、※原(はい)部定候群※、腰塚その他の定比を託
	医療、拡大治験または患者 申出療養に該当しない場合、	(注2)保険金のお支払額は、保険 期間を通じ、先進医療・拡	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*
	お支払いの対象外となります。	大治験·患者申出療養費	~ Cいる場合に、ていて表的いるに近りると予的他見が見がないもの^ ●別記の「補償対象外となる運動等 を行っている間のケガ
	(*1)「先進医療」とは、治療を	用保険金額が限度となりま	●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ
	受けた日現在において、厚	す。	●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	生労働省告示に基づき定 められている評価療養のう	(注3)【継続加入において、継続 前後でご契約のお支払条件	■ 実力で全に(* 1) 4、トラドフォンバートファウケー
	められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が	削後でこ契約のあ文払条件 が異なる場合のご注意】	●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気についた為による病気は、条件付戦争危
	定めるもの(先進医療ごと	先進医療、拡大治験または	険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2)
	に別に厚生労働大臣が定	患者申出療養に伴う費用を	●核燃料物質等の放射性·爆発性等による病気 (* 2)
	める施設基準に適合する 病院または診療所において	補償するセットに継続加入 の場合で、ケガ※の原因と	●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師※が麻薬
	病院または診療所において	なった事故発生の時または	等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠またけ出産(異党妊娠 異党分娩またけ産娠 (じょく) 期の異
	をいいます。	病気 ^{※ (* 2)} を発病 [※] した時	●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常(*3)の場合は、保険金をお支払いします。)
	(*2)「拡大治験」とは医薬品、	がこの保険契約の保険期間	●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)
	医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に	の開始時より前であるときは、 先進医療・拡大治験または	(加入者証等に記載されます。)
	性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和35年法	先進医療、拡大治験または 患者申出療養費用保険金	など (プラン/ロの全世界の の 日日 かいけ (* 5) ト い デン (プロ・ナー・ナー・ナー・ナー・デーナー・ナー・デー
	律第145号)第2条第17	のお支払額は次の①または	(注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病※した病 気(*4)については保険全をお支払いしません。
先 進 医 療・	項に規定する治験に係る	②の金額のうち、いずれか低	気 (* 4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療 (* 6)、拡大治験 (* 7) または患者申出療
拡大治験・	診療のうち、人道的見地か	い額となります。	養(*8)に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、
患者申出療養	ら実施される治験 ^(*4) を いいます。	① ケガの原因となった事故 発生の時または病気を	ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そ
費用保険金	いいはす。 (*3) 「患者申出療養」とは厚生	発生の時または病気を 発病した時の保険契約	のケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療
★先進医療·拡	労働省告示に基づき定めら	のお支払条件で算出し	養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以 前であるときは、保険金をお支払いします。
大治験·患者	れている患者申出療養をい	た金額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申出療養費	います。ただし、その療養を 適切に実施できるものとして	② この保険契約のお支払 条件で算出した金額	5号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09
用保険金補償特約	適切に実施できるものとして 厚生労働大臣に個別に認	条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事	またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目
貸特約 ☆特定精神障	められた病院または診療所	故発生の時または病気(* 2)	
害補償特約	において行われるものに限り	を発病した時が、そのケガま	病、傷害およい外因統計分類提要 I C D - 1 0 (2 0 0 3 年版) 準拠」によります。 (特定精神障害補償特約 (自動的
セット	ます。 (*4)「人道的目地から宇施され	たは病気によって先進医療、拡大治験またけ患者由出	にセットされます。)のセット後の内容となります。)
	(*4)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床	拡大治験または患者申出 療養を開始した日からご加	<支払対象外となる精神障害の例>
	試験の実施の基準に関す	入の継続する期間を遡及し	アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険全支払事中に該当した被保険者の数
	る省令(平成9年厚生省	て1年 以前であるときは、	(*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数 の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受
	令第28号)第2条第29 項 医療機器の原序試験	②により算出した額をお支払	保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払
	項、医療機器の臨床試験 の実施の基準に関する省	いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契	いすることがあります。
	令(平成17年厚生労働	約(異なる保険種類の特	(*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日終務庁告示第75号に定められた分類
	省令第36号)第2条第	約や引受保険会社以外の	成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類 項目中の分類コード000から079まで、081から09
	29項または再生医療等製	保険契約を含みます。)が	9までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生
	品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26	他にある場合、補償の重複 が発生することがあります。補	労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計
	年厚生労働省令第89	償内容の差異や保険金額、	分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。
	号)第2条第29項に規定	加入の要否をご確認いただ	(*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償
	する拡大治験をいいます。	いたうえでご加入ください。	するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の
	1	(*1) 先進医療、拡大治験また は患者申出療養を受けた場	ご契約の保険期間の開始時をいいます。
		は忠者甲出療養を受けた場合の費用のうち、保険外併	(*6)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示
		用療養費およびこれに伴う	に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定め るもの、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
		一部負担金以外の費用を	する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。
	1	いいます。ただし、保険外併 用療養費には、保険外併	(*7)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
	1	用療養費には、保険外併 用療養費に相当する家族	全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145
	1	療養費を含みます。なお、保	
		険外併用療養費とは、公的	
		医療保険制度から給付され	思者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施でき
		る部分をいい、一部負担金 とは公的医療保険制度と同	るものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療
	1	様の本人負担金をいいます。	アバこのいて行われるものに限ります。
	1	(*2) 先進医療、拡大治験また	(*9)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の 実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
		は患者申出療養の原因と	実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号) 第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関す
		なった病気と医学上因果関 係がある病気※を含みます。	る省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第2
		「ポル'める'内 丸 ^ で 己 <i>の</i> ま 9 。	9 項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関す
			る省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第2 9項に規定する拡大治験をいいます
	1	<u></u>	9 項に規定する拡大治験をいいます。
		(別冊) 4	

保険金のお支払額

被保険者が負担された次の費用を被

ア. 先進医療、拡大治験または患者

申出療養に要する費用(*1)

イ. 先進医療、拡大治験または患者

申出療養を受けるための病院等

保険者にお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または

●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運

●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気

重大な過失によるケガ※や病気※

●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ

転中のケガ

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

ケガ※または病気※の治療※のため、

保険期間中に日本国内において先進医療(*1)、拡大治験(*2)または患者申出療養(*3)を受けた場

合で、被保険者が先進医療、拡大

治験または患者申出療養に伴う費

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
CT・MRI 検査 一 ★CT・MRI 検査 一 時定精神で 単 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	保険期間中に日本国内において C T 検査 (*1) または M R I 検 査(*1) を受けた場合 のために受けた場等の自由診療 のために受けたと T 検査」とは、公的 医療・変がした C T 検査」とは、公的 医療・療が動態におけるに、公的 医療・変がした。 M E N が E N として を対しているというが、 C C T 根の を対しているといが、 できます。 C できます。 C できます。 C できままでは、 の を対している。 M E N を表し、 の を対して、 の を対している。 できます。 として、 の を対している。 できます。 として、 の を対して、 の をが、 の をが、 の をが、 の をが、 の をが、 の	(注1) 保険期間中1回に限ります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 C T検査またはM R I 検査を受けた場合に補償するセットに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事がとした時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、C T・M R I 検査のお勧請とないます。 ① ケガの原はの金額のうち、いずれか低い額原因となった事故発生の時または②のおままは数のの第または変ののまたはの第2となった事故発生の時またはが、C T 検査となったのののというのというのというのというのというのというのというのというのというのと	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の放意または重大な過失によるが**や病気** ●闘争行為。自殺行為または犯罪行為によるケがや病気 ・自動事等*の無資格運転、飲酒運転**または麻薬等を使用しての運転中のケガ ・ 野媛、出産、早産または流産によるケガ ・ 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の変乱*、暴動によるケガ ・ 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ ・ 大がは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ・ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (病気・ケガ入院コース」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ・ 極燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ・ 原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部定候群*、腰痛その他の変乱*、暴動による病気に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの** ・ 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ・ 外別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ・ 外別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ・ 外別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ 外別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ 乗用時で、11 およびそれによる病気。(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等をしている間のケガ ・ 外別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ・ ・ 大きないます。)(*2) ・ 体別報の質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ・ 体別報の管の放射等を力が表したのまる病気(たりに)・ 保険金をお支払いします。(大力)・ 保険金をお支払いします。) (*2) ・ 体別の使用による病気(たび)・ 分別の異ないまなります。) (*2) ・ 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4) (加入者証等に記載されます。) など、保険するともは、保険金をお支払いよます。) (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務 庁告示第75号に対策を扱いとし、分類項目中の分容にしては、実力のを発したります。(*1) 「精神障害・かりないとし、分類項目中の分類コートトのの原因となった事の対別とし、分類項目目の内容については、厚生労働者をおするいりを見いでするとさは、保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険会社が認めた場合は、保険金を約するいります。(*1) 「日12日総務が一方の原となります。) (*2) のからでります。(*1) 「日12日総務が一方の原となりまります。(*1) 「日12日総務が一方の原となりまります。(*3) 「異常分娩または単規であります。(*3) 「異常分娩または単規であります。(*4) 「カロシに関係がある病気*を含みます。(*5) 「日12日の内容については厚生労働者がより対したいまがよりが見がよりが関係の関係に対しないまがよりが見がよりが見がよりが見がよりが見がよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがしまがよりがありが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまがよりが見がしまが、まがしまがしまがよりが見がしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまがしまが

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険 金補償(待機 期間不設定 型)特約	次のいずれかのがん※と診断確定※された場合(保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。) ① 保険期間の開始時(*1)以降に初めて罹患したがん(*2)③ 転移したがん(*3) ④ 既払がん(*4)とは全く別のがん (注)がん診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日(*5)から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (*1)がん診断保険金を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (*2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (*3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器(*6)に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始したと診断確定されたの音を支払ったがんをいいます。 (*5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (*6)同一の種類の部位・臓器とみなします。	がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者ががん※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額② この保険契約のお支払条件で算出した金額を活送、20によりがした金額をお支払いしまる。 (注3)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別記【ご注意いただきたいこと】の<代理請求人について>をご覧ください。	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(*1) ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん(*2) (注)保険期間の開始時(*3)より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。ただし、がん診断保険金を補償するセットに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) ごれにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数のほず影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*2)そのがんと医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*3) がん診断保険金を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
日常生活賠償 保 険 金 ★日常生活賠 償特約	①保険期間中の次のア・またはイ・の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア・またはイ・の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア・本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 イ・被保険者の範囲は、本人、配偶子となります。なお、これらの方が責任無能力者を監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を監督する方(責任無能力者を記得者とします。)を被保険者とします。「別居の未成の子とし、本人またはその配偶者の未婚の子とし、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担 する法律上の損害賠償責任の額	 ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任(ただし、被保険者が表事賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 政保院者をお支払いします。) ●第三者との損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任 ★受託物賠償責任 補償特約	保険期間からないでは、*1)の損によすを負われた場合では、*2)・治証がは、またと有責任を負われた場合では、本の方に対した。ない、受託物にした。ない、では、ない、では、ない、では、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	被保険者が損害賠償請求権者に対して 負担する法律上の損害賠償責任の額(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金 被保	 ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務債責任 ●航空機、船舶(原動力がもつばら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●で記物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 ●対き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●政治とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 被燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 材燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
携行品損害保険金 ★携行品損害補償 特約 (携行品損害補償 特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただなる主な『携行品』」を除きまな『技行品』を除きまな『大学なの声で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	[損害の額 - 免責金額*(1回の事故に) つき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕ので落場では、担害の額をは、再調達価額を損害の額をします。(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨またはより、方円が限乗車船券・航空券をいいます。ただし、定期手にしいては1回の事故につま5万円が限度となります。に注3) 保険金のお支払額は、保険知問を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。(注3) 保険金のお支払額は、保険知問を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。) が他にある場合、補償内容の差異や保険全額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さびかがい。腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の中常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故に直接起因しない携行品の電気は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関するの場合は、保険金をお支払いり、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしては噴火またはである原因とする津波による損害を被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為となります。) ● 地震料物質等の放射性・爆発性等による損害・被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の親族が単独で、または第三者と共為して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● 別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(***	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ② 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス 区分 目撃者	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 (* 1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する初儀 大 その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 (* 2)またはゴルフ場の使用人に対する謝礼がいてホールインワッ・ (注 1)保険金額がいて、 (ただし、保険金額の 10%が限度となります。) (注 1)保険金のお支払額は、1回のホールインワン・アルバトロスでとにホールインワン・アルバトロスでとにホールインワン・アルバトロスでとになったの保険会社を問いません。) ご加入の場門保険会社でります。 (注 2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社であります。)が他にある最合、ホールインフン・アルバトロスで費用保険会社、ので解験の保険契約(異なる保険を契約(関東なる保険を契約(関東なる保険を契約(関東なる保険を契約)の保険契約(関東なる保険を認が同様の保険契約(異なる保険種類の特勢や引受保険会社以外の保険契約(異なる保険を認かしただいたうえ。補償内容の差異や保険金額、加入の要をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注 4)保険金のご請求には、引受保険日ス証明書よび各種費用の支がいるを証明まる領収書等の提出が必要となります。 (* 1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品の手にし、被保険全が記述の書等の提出が必要となります。 (* 1)贈呈用記念品に含みます。 (* 2)自然保護にはへへの寄付をご希望される場合などを含みます。	 保険金をお支払いしない主な場合 ●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスなど(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類 保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 保険金をお支払いしない主な場合 保険期間中に、特約被保険者(*) ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方 親介護一時金額の全額 が要介護状態 (要介護2以上の の故意または重大な過失による要介護状態 (注1)親介護一時金をお支払いし 状態) ※となり、30日を超えて継 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 た場合、この特約は失効しま ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※中または麻薬等を使 続した場合 す。 (注) 特約被保険者が保険金請 用しての運転中の事故による要介護状態 (注2)【継続加入において、継続 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として 求者となります。なお、特約 前後でご契約のお支払条件 被保険者に保険金を請求で 医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) が異なる場合のご注意】 きない事情がある場合は、同 ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状 親が要介護状態となった場 態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、 居または生計を共にする配 合に補償するセットに継続加 偶者等が保険金を請求でき 保険金をお支払いします。) 親介護一時金 入の場合で、要介護状態の ることがあります。詳細は別記 ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態 (テロ行為に 原因となった事由が発生した 親介護 よる要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部 【ご注意いただきたいこと】の 時がこの保険契約の保険期 <代理請求人について>を 修正特約により、保険金の支払対象となります。) 間の開始時より前であるとき ★親介護一時金支 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ご覧ください。 は、保険金のお支払額は次 払特約 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 (*) 普通保険約款の被保険者 の①または②の金額のうち、 ☆要介護3以上から ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その の親(姻族を含みます。) いずれか低い金額となります。 要介護2以上への 他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的 のうち、この特約の被保険者 ①要介護状態の原因となっ 補償範囲拡大に関 として加入者証等に記載され 他覚所見のないもの※ た事由が発生した時の保 する特約(介護-た方をいいます。 険契約のお支払条件で 時金支払特約 (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となっ 算出した金額 用) セット た事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ②この保険契約のお支払条 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場 件で算出した金額 合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した ただし、要介護状態の原因と 時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加 なった事由が発生した時が、 入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親 その要介護状態の要介護状 介護一時金をお支払いします。 態開始日からご加入の継続 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続 する期間を遡及して1年以 加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修 正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。		
(B.B1.B2.B3.B4.B5.S1.S2.S3.S4. P1.P2.P3.P4.U1.U2.U3.U4セット)	同様の取扱いとなる保険金・先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金・CT・MRI検査一時金		
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、 [疾病入院保険金日額] ×20に変更しま		

前であるときは、②により算出

した金額をお支払いします。

(B.B1.B2.B3.B4.B5.BE.BE1.BE2. BE3.BE4.BE5セット)

山岳登はん ^(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*2) 操縦 ^(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*4) 搭乗、ジャイロプレー ン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(* 1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは 含みません。) をいいます。

補償対象外となる運動等

- (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*3) 職務として操縦する場合は含みません。
- (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選 手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(*2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護

認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴー カート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・ス マートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末 等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、 通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証 およびパスポートを含みます。)・帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章 は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう) 彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機 およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、 流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

など

《印の用語のご説明】			
用語	説明		
アルバトロス	ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。		
医学上因果関係がある 病気	症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。		
医学的他覚所見のない もの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科杉 査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。		
医師	被保険者以外の医師をいいます。		
	特約名称 特約固有の「医師」の範囲		
	介護一時金支払特約 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師		
1回の疾病入院	親介護一時金支払特約 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気**(ごれと医学上因果関係がある病気**を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。		
飲酒運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。		
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより 行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。		
がん	特約に定めるがん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。		
ギプス等	ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース (下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線 子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。		
競技等	競技、競争、興行 (*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。		
	試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。) ・交通事故危険のみ補償特約		
	(*) いずれもそのための練習を含みます。		
頸(けい)部症候群 ケガ	いわゆる「むちうち症」をいいます。 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。		
	「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 (*) を		
後遺障害	治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。		
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等(*) ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*) ③運行中の交通乗用具の面突、接触、火災、爆発等(*) ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。) ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)⑥交通乗用具の火災 (*)立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。		
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。		
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。		
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。		
ゴルフ場	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有 料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。		
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。		
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。		
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 適用される保険金の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間が		
支払対象期間	文払いの対象となる期間をいい、それとれについて、加入有証寺記載の期間または自叙をいいます。なお、入院^か中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。		

	用語	説明
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
	טו <i>ו</i> ⁻-ד	次のいすれがに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (* 1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為 (* 2) (* 1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (* 2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに
		限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放 射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
	乗用具	自動車等 [※] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)。 ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
	親族	6 親等内の血族、配偶者*および3 親等内の姻族をいいます。
	診断確定	医師※による病理組織学的所見(*1)によってなされたものをいいます。 (注)病理組織学的検査 ^(*2) が行われない場合には、病理組織学的検査 ^(*2) が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見 ^(*3) による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見 ^(*3) による診断確定も認めることがあります。 (*1) 病理組織学的所見とは、生検等をいいます。 (*2) 病理組織学的検査とは、生検等をいいます。 (*3) その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
	先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
	その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た		
	治療	医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、 薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
	同伴キャディ	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
な		
	入院	自宅等での治療 [※] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [※] の管理下において治療に専念することをいいます。
は		ᄹᄳᇬᄱᅺᅷᆉᇧᄹᄳᇬᄝᄖᆉᅷᄀᅅᄼᆄᅙᄝᆛᄹᄳᄜᅜᅜᄝᄽᇬᅙᄹᅼᄼᄱᅋᅜᅛᇆᆉᄀᅷᅅᅜᆥᆕᅓᆛᇬᆇᄜᅜ
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
	発病	医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
	病気 放射線治療	被保険者が被ったケガ [※] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
	//X考⅓预水/ロ ⁷ 原	次のいすれがに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の質定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の質定対象として列挙されている診療行為を含みます。
	ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
	保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
ま	E DISS IMINS	ELECT OF SECURITION NOTE OF COLORS OF SECOND OF SECOND SEC
-5.	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。
ゃ		
	要介護状態(要介護 2以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病 (初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
		スパルスと タイトはコラ が中がパルイスルビッかには800年のプロセクリー取りとですかい高

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代 理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 —:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	0	-	_

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約 介護一時金支払特約 本人介護	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89 才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定さ れた方
先進医療·拡大治験·患 者申出療養費用保険金 補償特約	
CT·MRI検査一時 金補償特約	
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(*1) (b)本人 ^(*1) の配偶者
受託物賠償責任補償 特約	(c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*1)のみ
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*1)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者 の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊【保険の概要】のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額本別冊【保険の概要】をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) 本別冊【保険の概要】をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・ 特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊【保険の概要】をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく 保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット本紙の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照ら して適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けでき ない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本紙および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本紙の表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込 状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求した にもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがありま す。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照く ださい。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型)

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代 理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は住友電気工業株式会社が保険契約者となる団体契約である ことからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には 告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、 事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活 補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含 みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生 命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
- (注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等 (*) で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活 補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みま す。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- ■保険金受取人について

・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人 を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人に お支払いします。なお、法定相続人とは民法で定め られた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律 上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外 傷害死亡 の方に定める場合、被保険者の同意を確認 金受 保険金 するための署名などをいただきます。なおこの場 合、保険契約者と被保険者が異なるご契約 取 を被保険者の同意のないままにご契約されて いたときは、保険契約が無効となります。また、 ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更 する場合も、被保険者の同意を確認するため の署名などをいただきます。 上記以外 ・普通保険約款・特約に定めております。

- ■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更 等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご 連絡ください。
- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当 する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大と なり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*) の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

-			
		今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	1	団体総合生活補償保険 (M S & A D 型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
	2	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約
	3	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約(団体総合生活補償 保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット本紙表紙記載の方法により払込みください。パンフレット本紙表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本別冊【保険の概要】をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺 を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

(次ページへ続く)

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット本紙表紙記載の方法により払込みください。パンフレット本紙表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払 うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未 払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

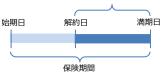
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引 受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。 まな過期間
- ・始期日から脱退(解約) 日までの期間に応じて払込 みいただくべき保険料につい て、追加のご請求をさせてい ただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊【ご注意いただきたいこと】をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本別冊【個人情報の取扱いについて】をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))を お申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定 利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店·扱者】 **住友電設株式会社**

(大阪) TEL:06-6537-3840 (名古屋) TEL:052-459-1625 (東京) TEL:03-3454-7339

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 2 4 時間 3 6 5 日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。



指定紛争解決機関「注意喚起情報」

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 0570-022-808

•受付時間 [平日 9:15~17:00

(土日・祝日および年末年始を除きます)]

- ・携帯電話からも利用できます。
 - I P電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

加入に関する重要な説明です。必ずお読みください。

ご注意いただきたいこと

- この保険は住友電気工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、 保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、 引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

果険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 (*1) をご提出いただいてからその日を含めて 3 0 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認 (*2) を終えて保険金をお支払いします。 (*3)

- (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保 険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本等)・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これ らに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。 なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご 注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

く示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (*) 等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照くださ

- い。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者 (*) 」または「上記②以外の3 親等内の親族」
- (*) 法律上の配偶者に限ります。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。

(例: 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合等)

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- く経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定 期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

(前ページからの続き)

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保 険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<税法上の取扱い>(2025年8月現在)

- ●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、 住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - (注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガコース」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、 ご注意ください。
 - (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、 損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等 (海外にあるものを含む) に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

「病気・ケガ入院コース」「先進医療」「親介護」「がん診断」「病気コース(継続のみ)」にご加入の場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。 (*)保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(W E B でお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約「親介護」	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にて ご回答いただきますようお願いします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項(〇:回答要、x:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問 2	質問3
0	0	0	0	0
×	×		健康に関する告知は不要です	

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途 親介護一時金・休業専用 の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
	疾病補償特約
vic.vi≑ 7 ± /龄	先進医療·拡大治験·患者申出療養費用保険金補償特約
疾病補償 	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	C T·M R I 検査一時金補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

(次ページへ続く)

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不 設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療·拡大治験·患者申出療 養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 (*1) より前に被ったケガまたは発病した病気 (*2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
C T·M R I 検査一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(* 1)より前に被ったケガまたは発病した病気(* 2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、C T 検査またはMR I 検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 (*1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお 支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約「親介護」	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日から ご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時」をいいます。
- (*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (*4)発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく 場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。 告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- ・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
- (*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
がん診断保険金補償(待機期間 不設定型)特約	なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合>
先進医療·拡大治験·患者申出 療養費用保険金補償特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがありま
介護一時金支払特約本人介護	す。 <告知の結果、お引受けできない場合> 。ご加入をご継続いただくことができません。
CT·MRI検査一時金補償特約	CHAIN COMPANIENCE CONCIDE
親介護一時金支払特約(親介護)	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- ※インターネットでお手続きいただく場合、「質問」の回答がすべて「いいえ」の場合、「疾病コード、疾病・症状名欄」 が自動的にクリアされます。
- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている 「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。





ご 加 入 内 容 確 認 事 項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・保険金額 (ご契約金額)
- ・保険期間 (保険のご契約期間)
- ·保険料·保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
- *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要と なります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプ(「病気・ケガ入院コース」「先進医療」「親介護」「がん診断」「病気コース(継続の み)」)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

生活サポートサービス



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専 用サービスです。

* メンタルヘルス相談は病気・ケガ入院コース、病気コース(継続のみ)(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただ けます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康•医療



◆メンタルヘルス相談 平 日 9:00~21:00 土曜日10:00~18:00 ■上記以外

年中無休24時間対応

■健康·医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。ま ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予 約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

<病気・ケガ入院コース、病気コース(継続の み)加入者限定>

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

- *対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人に つき年間5回までとなります。
- 診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チ エックサービス)

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金で ご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお 応えします。

- * セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」 をいいます。
- 医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門 医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、 皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用の サービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性 医師(一部予約制)が対応します。

護



年中無休24時間対応

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保 険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩み など幅広いご相談にお応えします。

<専任の相談員がお応えします>

■ 公的介護保険で利用できるサービス等に 関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス 提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えしま す。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談 ■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問に 社会の局間ではより自加する認知症に対する疑問でお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的 負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイス します。

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応 や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。 また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談に

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。 お応えします。弁護士相談は予約制となります。 税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご 相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い 合わせください。

情報提供· 紹介サービス

平日10:00~17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安 に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■ 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- ●福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- ●緊急通報サービス

■暮らしの税務相談

●ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。 URL: https://www.ms-ins.com/kenko kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧くだ

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(別冊) 20

A25-200149 承認年月:2025年8月

MEMO

MEMO

MEMO